

日医発第 237 号（保 54）  
平成 21 年 6 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 21 年 6 月 1 日付厚生労働省告示第 317 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「ピンドロール錠 1 mg 「日医工」」等 3 品目が薬価基準の別表に第 26 部追補(22)として収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 318 号で、旧名称の医薬品「ピンドロール錠 1 mg 「テイコク」」等 3 品目が掲示事項等告示の別表第 8 に第 6 部追補(2)として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 22 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 21. 6. 1 第 5081 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 21. 6. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

# 官報

編集・印刷  
 独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三二七)  
 ○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三一八)

### ○厚生労働省告示第三百十七号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月一日

別表に第26部として次のように加える。

厚生労働大臣 外添 要一

#### 第26部

内 品

追 補

(2)

内 品 名

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

外 品 名

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

(2)

ピンドロール錠1mg 「日医工」

外 品

名

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

(3)

フルチカゾン点鼻液50μg 「ザレン」 28噴霧用

外 品

名

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

フルチカゾン点鼻液50μg 「ザレン」 56噴霧用

外 品

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

### ○厚生労働省告示第三百十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月一日

厚生労働大臣 外添 要一

別表第8に第6部として次のように加える。

#### 第6部

内 品

追 補

(2)

(2)

ピンドロール錠1mg 「テニコク」

外 品

名

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

(3)

フルチカゾン点鼻液50μg 「テニコク」 28噴霧用

外 品

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

フルチカゾン点鼻液50μg 「テニコク」 56噴霧用

外 品

用 名

規 格

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位

薬 単 位



事務連絡  
平成21年6月1日

地方厚生（支）局医療指導課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成21年6月1日付け厚生労働省告示第317号及び第318号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目及び外用薬2品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,149	4,610	3,166	42	16,967

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目及び外用薬2品目について、掲示事項等告示の別表第8に収載して、平成22年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第8に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	239	101	76	5	421

( 参 考 )

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	ピンドロール錠1mg「日医工」	ピンドロール	1mg1錠	5.90
2	外用薬	フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「ガレン」28噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	2.04mg4mL1瓶	636.40
3	外用薬	フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「ガレン」56噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	4.08mg8mL1瓶	1,262.40

( 参 考 )

掲示事項等告示

別表第8 第6部(平成22年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	ピンドロール錠1mg「テイコク」	ピンドロール	1mg1錠	5.90
2	外用薬	フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「テイコク」28噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	2.04mg4mL1瓶	636.40
3	外用薬	フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「テイコク」56噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	4.08mg8mL1瓶	1,262.40